

## 上田駅水車前広場における日常出店手引き

### 1 目的

上田駅水車前広場（以下、「本広場」という。）の魅力向上と利用者の利便性を高め、駅前らしい賑わいの創出を図ることも目的に、社会実証実験として民間事業者による日常的な営利活動の実施にあたっての手続き等を定める。

### 2 概要

#### (1) 実施場所

本広場：上田市天神1丁目7番

#### (2) 出店可能日時等

##### ア 過去、本広場において出店実績のある場合

令和8年4月8日（水）から令和8年6月30日（火）（土日・祝日を含む）でイベント開催等がない日の9：00～20：00まで（準備・片付けを含む）の間で、出店者の希望する時間とする。

##### イ 過去、本広場において出店実績のない場合

令和8年4月8日（水）から令和8年6月30日（火）の平日9：00～17：00の間に限り、まちづくり上田㈱担当者立ち合いのもと、出店に係る安全管理や留意点等について、指導を受けていただくことになります。

※状況により出店日時を調整させていただく場合があります。

#### (3) 出店位置及び出店者数の上限

出店位置は「出店位置図」を参照。1事業者あたり1日1区画とし、同時出店者数は最大2事業者とする。

#### (4) 出店形態

ア 保健所等から営業する許可を受けたキッチンカー及び露店販売・仕出し等による営業とする。

イ 飲食料品以外の営利活動は、ご相談ください。

ウ 出店するにあたり必要となる電気設備や水道設備等は出店者自らの責任において準備すること。

#### (5) 出店料（安全管理費）

1事業者1日あたり1,000円とする。なお、利用時間による割り落としは不

可。

支払いについては、月末締めで請求書を発行しますので、お振込みください。

#### (6) 特記事項

- ア 公用や公共用に供するため又は、悪天候等により危険を伴うと判断した場合は出店を不可とする場合がある。
- イ 上記アにより生じた損害について、まちづくり上田(株)は一切の責任を負わない。

### 3 出店資格

出店にあたっての資格は次のとおりとする。

- (1) 出店者（法人の場合は法人）に市税等の滞納がない者
- (2) 営業活動を行うにあたり保健所等から必要な営業許可を有する者
- (3) 飲食物の販売においては、食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できる者。
- (4) 生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入している者
- (5) 暴力団等反社会勢力でない者

### 4 出店手続き等

#### (1) 出店申請

出店申請をしようとする者は、水車前広場活用出店届出書に次の書類を添えて、まちづくり上田（株）へ提出する。

- ア 営業許可証の写し
- イ 生産物賠償責任保険（PL 保険）の加入が証明できる書類の写し
- ウ キッチンカーによる出店の場合は、車両写真  
（前面からの写真でナンバープレートの番号が確認できる写真、側面からの写真及び後方からの写真に寸法を記入したもの）
- エ 市税等納入状況確認同意書兼宣誓書
- オ 暴力団排除の誓約書
- カ その他、市長が必要とする書類

※2回目以降の出店時は省略することができる。なお、初回出店以降に変更が生じた場合は、変更済の書類を提出する。

#### (2) 申請受付

申請等の受付期間は次のとおり。申請書類の提出は持参、郵送又は電子メールと

する。

ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月23日（火）の間で、出店希望日の5営業日前まで

イ 提出先

〒386-0024

長野県上田市大手1丁目10番22号 上田商工会議所館内

電話：0268-22-4500 FAX：0268-25-5577

E-mail：info@machizukuriueda.com

5 ヒアリング・アンケート調査への協力

出店者は、上田市が社会実証実験の効果測定等の目的として実施する調査に協力すること

6 注意事項

出店者は、次の注意事項を遵守するとともに、本広場利用者の満足度の向上に努めること。

- (1) 飲食料品の販売を行う場合には、食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) キッチンカーによる営業の場合、出店箇所決定書を明示すること。
- (3) 出店の際は保健所から営業許可を受ける際に申請した食品衛生責任者等が現場に常駐又はすぐに連絡の取れる体制であること。
- (4) キッチンカーの進入及び退出について。
  - ア 本広場をキッチンカー等で走行する際は、通行者等を最優先とし、徐行、ハザードランプの点灯及び誘導員を配置し、安全運転に努めること。
  - イ 出店位置は指定された箇所以外にしないこと。
- (5) 出店事業者は、必ずごみ箱をキッチンカー近くの見えやすい場所に設置し、排出されたごみや汚水排水は持ち帰った上で適切に処分すること。
- (6) 出店事業者は、出店終了後、出店箇所周辺にごみが散乱していないか確認し、ごみを回収するなど、美化に努めるとともに現状復旧を行うこと。
- (7) 通行者等の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (8) のぼり、看板等の設置・掲示において、安全管理に努めること。

- (9) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応する。なお、発生したトラブル等については、その内容を、経過のわかる任意の報告書によりまちづくり上田(株)に速やかに報告すること。
- (10) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行い、中止の際は電話等によりまちづくり上田(株)へ連絡すること。なお、その場合、出店料(安全管理費)は還付しない。
- (11) 感染症の拡大や荒天等により被害発生の恐れがある場合は、まちづくり上田(株)の判断により出店を中止させる場合がある。この場合、出店料(安全管理費)を還付する。
- (12) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (13) 出店者間のトラブルについては出店者間で解決すること。
- (14) その他市の指示に従い、不明な点については担当者と協議すること。
- (15) 消費者トラブルの原因となるマルチ商法、キャッチセールス、靈感商法その他の不当勧誘行為を行わないこと。

## 7 出店の取消し

出店決定された場合であっても、次に該当したときは、決定を取り消す。この場合、出店料(安全管理費)は還付しない。

- (1) 事業者登録資格に虚偽の申告があった場合
- (2) 出店業務を第三者に委託し出店させた場合又は委託を受け出店した場合
- (3) 販売した商品により来訪者に事故(食中毒)等が発生した場合
- (4) 本広場利用者、通行者及び出店者とのトラブルが発生した場合
- (5) 営業時間を守らない等、本手引きの定めにした場合
- (6) まちづくり上田(株)が出店を不適切と認めたとき

## 8 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、本広場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、現状に回復すること。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、本広場管理者または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において解決すること。

## 9 出店位置図



出店位置は、A・Bの2箇所になります。指定された箇所以外での出店はしないでください。

## 10 緊急連絡先

平日9：00～17：30 まちづくり上田(株) 0268-22-4500

営業時間外 上田市役所宿直窓口 0268-22-4100